

(1) 意見書の採択について (6件)

- ① 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書・・・・・・・・・・ P 2

陳情団体 2026年原水爆禁止国民平和実行委員会  
実行委員長 尾張 聡

- ② 地方財政の充実・強化に関する意見書・・・・・・・・・・ P 3

陳情団体 自治労福島町職員労働組合 執行委員長 中塚 雅史  
連合北海道福島地区連合会 会長 堀 耕一

- ③ 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを  
求める意見書・・・・・・・・・・ P 5

陳情団体 連合北海道福島地区連合会 会長 堀 耕一

- ④ 道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべての子どもにゆた  
かな学びを保障する高校教育を求める意見書・・・・・・・・・・ P 7

陳情団体 連合北海道福島地区連合会 会長 堀 耕一

- ⑤ 所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書・・・・・・・・・・ P 9

陳情団体 函館民商女性部 部長 紙 満寿美

- ⑥ 東京一極集中の税の偏在是正及び地方の持続的発展に向けた施策の強化を求める意見書  
・・・・・・・・・・ P 10

陳情団体 渡島町村議会議長会 会長 伊藤 幸司

## 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た平成 29 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年 9 月 20 日には同条約への調印・批准・参加が開始され、令和 3 年 1 月 22 日に発効しました。現在同条約に署名・批准・参加した国は 99 か国・地域に広がっています。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記しています。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことがつよく求められています。

令和 4 年 2 月 24 日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇をおこないました。その後も繰り返し核使用の脅迫をおこないながら侵略を続けています。

また、パレスチナのガザ地区でジェノサイドをおこなっているイスラエルは、閣僚がガザへの核兵器使用を「選択肢」と発言しました。

そして、各保有国であるアメリカとイスラエルは令和 8 年 2 月 28 日、イランへの先制攻撃をおこないました。

これらは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約にも、先制攻撃を禁止し紛争の平和的解決を定める国連憲章にも明確に違反するものです。

令和 6 年 12 月 10 日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の皆さんが自らの体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したとノーベル委員会はたたえています。

広島、長崎の原爆被害を唯一経験した日本政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければなりません。

よって、日本政府には、すみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

（議決年月日）

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 内閣総理大臣、外務大臣

## 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。

令和 8 年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっていますが、令和 9 年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

### 記

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、引き続きインフレや円安、原油高による行財政の悪化によって地方の公共サービスに格差が生じないように、これらを支える人材の確保に必要な人件費に重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. 公立病院の 8 割が赤字と言われる中、人口減少が進む本町では診療所が地域医療の要であることから、処遇改善を含む人材確保に必要な財政支援と、経営の安定化に必要な繰出金等の財源確保を行うこと。
3. 子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。加えて、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
4. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。さらなる地方の財源確保にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
5. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

6. 「地方創生推進費」として確保されている 1 兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。
7. 地域公共サービスを担う人材の確保のため、令和 9 年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。また、会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。
8. 自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体 DX にともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
11. 自治体を実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども対策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、共生・共助）

## 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元など 教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が平成 18 年に 1/2 から 1/3 に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を 1/2 へと復元することが重要です。

令和 7 年 1 月に文科省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国で 13.66%（7 人に 1 人）、北海道においては全国で 7 番目に高い 17.59%（5.7 人に 1 人）となっており、依然として各家庭への負担が厳しい実態にあります。

高校授業料無償化制度の所得制限は撤廃されたものの「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもも増加しています。令和 8 年度予算では、「高校生等奨学給付金」が年収 270 万円未満から 490 万円未満へと拡充されました。また「給食費無償化」についても小学校で実施されます。今後も対象者や校種、補助金額などのさらなる拡大が必要です。

子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校に続き、26 年度から中学校においても段階的に 35 人以下学級が実現することになりましたが、高校については依然として「検討」にとどまっています。26 年度文科省予算において教職員定数改善は、中学校においても「35 人学級」を段階的にすすめるために 5,580 人、小学校教科担任制拡大に向けて 990 人など 7,596 人にとどまっています。現場が求める授業準備の確保や持ちコマ数軽減、高校への当面「35 人学級」拡大などさらなる改善が必要です。

さらに、小・中学校の不登校が 11 年連続で増加し、過去最高を記録しています。その一因として、この間の学習指導要領が改訂の度、内容および教科書のページ数が増加したことが子どもたちに過度な負担を与えていると指摘されています。子どもたちの負担を軽減し、学校をゆたかな学びの場とするためには、学習指導要領の内容や標準授業時数を見直し、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善をはかる必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 1/2 への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30 人以下学級」の実現など、学校がゆたかな学びの場となるよう、以下の項目について意見します。

### 記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を 1/2 に復元するよう要請します。
2. 給食費（中学校）、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。

3. 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充をはかるよう要請します。
4. 小中高「30人以下学級」の早期実現にむけて、学級編制標準を順次改定するよう求めます。当面、高校への「35人以下学級」拡大を求めます。また、増加し続ける不登校やいじめ、自死など子どもたちをめぐる深刻な課題を解決するため教職員定数改善や加配教員増員をはかるとともに、教頭・養護教諭・事務職員・栄養教諭の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかるよう要請します。
5. 子どもたちのゆたかな学びを保障するため、学習指導要領の内容および標準授業時数を見直し、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善をはかるよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

## 道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書(案)

道教委は、令和5年3月に「これからの高校づくりに関する指針(改定版)」(以下、「指針(改訂版)」)を策定し、「公立高等学校配置計画」をすすめてきました。毎年度、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合、間口削減を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村が55市町村(令和8年4月現在)となりました。「指針(改定版)」には、「1学年4~8学級」とした学校規模の基準明示が削除となったものの、「5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で20人未満」「地域連携校等で5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で10人未満」とした配置の基本的な考え方により、令和10年度高校配置計画において美瑛高校の募集停止が公表されるなど、今後も高校数が減少していく見通しです。

また、令和8年度からは私立高校授業料も年間45万7,200円と上限額はあるものの実質無償化となりました。国に先行して既に私立高校の無償化を実施している自治体では、中学受験の過熱化や公立校の定員割れとそれにとまなう統廃合、私立高校の授業料値上げが結果として生じており、北海道においても公立高校の定員割れがみられ、一方で大学付属校や私立進学校などで定員オーバーとなりました。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力をしています。しかし、本来こうしたことは道教委が行うべきであり、道教委は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。また、各地域や学校の特色あるとりくみにより新入学生が増加しても既に計画された募集停止が撤回されないなど地域の声が反映されておらず、また、募集停止決定後、在校生の退学や転校がすすむなど、このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業者数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

### 記

1. 道教委「これからの高校づくりに関する指針(改定版)」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。

2. すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げることを。
3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃すること。
4. 障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高等教育を実現するため検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。  
(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 北海道知事、北海道教育委員会教育長

## 所得税法第 56 条及び関連条項の見直しを求める意見書(案)

地域経済の担い手である中小零細業者の営業は、家族従業者の労働によって支えられている。しかし所得税法第 56 条(以下、56 条という)は、家族従業者の働き分を必要経費として認めていない。家族従業者の働き分は事業主の所得とみなされ、家族従業者は労働基本権を奪われた状態になっている。

現在、家族従業者の労賃は、所得税法第 57 条の各項で定められている通り、白色専従者控除として年間、配偶者 86 万円、配偶者以外の家族 50 万円が控除されるのみで最低賃金にも達していない。青色申告では家族従業者の給与を経費として認めているが、税務署長への届出と許可を得ることが前提の例外規定である。いずれの場合も 56 条のもとで、家族従業者が労働の対価として給与を受け取るという権利は認められていない。

第 72 国会(1974 年 6 月 3 日)ではすでに「青色・白色を問わず店主・家族従業者の自家労賃を認め、完全給与制にすること」と全会一致で採択がされており、平成 28 年には国連女性差別撤廃委員会が「女性の経済的独立を事実上妨げている」と日本政府に対し同法の見直しを勧告している。政府自身も 56 条見直しを検討すると、国会で答弁しており 56 条についての問題は明確になっているが、実効的な対応がとられていないままである。

国は男女共同参画や中小企業の事業承継を推進する方針を打ち出しているが、それらに逆行する同法がまだ改善されていないのは大きな問題である。

コロナ禍には、多くの中小事業者が厳しい状況にある中で、家族従業者は傷病手当金の算定などでも不利な状況におかれた。

よって国におかれては、所得税法第 56 条を廃止し、家族従業者の賃金を必要経費として認められるよう、時代に即した概念の元に、国における抜本的な税制改正議論の中で見直しを図ることを求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、  
経済産業大臣

## 東京一極集中の税の偏在是正及び地方の持続的発展に向けた施策の強化を求める意見書（案）

我が国においては、依然として東京圏への人口、企業、大学、行政機能等の過度な集中が続いており、地方における人口減少、担い手不足、地域経済の縮小、交通・医療等の生活基盤の弱体化といった問題が一層深刻化している。

税収の違いから、どこの自治体に住むかによって、子育て支援や医療などの行政サービスにある程度差が生じることはやむを得ないが、現状においては、東京の一極集中に歯止めがかからず、税収が東京だけに集まって、地方が疲弊し続けているのが実態である。

また、当町を含む道南地域においては、急速な人口減少と高齢化の進行により、水産業、農業、観光業等の基幹産業の担い手不足が顕在化するとともに、医療人材の確保や病院経営の面でも厳しい状況が生じており、地域に安心して住み続けるための条件そのものが揺らぎつつある。

このような状況は、個々の地方自治体の自主的努力のみで克服できるものではなく、東京一極集中という国土構造上の問題に起因するものであり、国が責任をもってその是正に取り組み、地方分散型の国土構造への転換を図るとともに、地方における産業・雇用・生活基盤を総合的に支える政策を強力に推進することが不可欠である。

よって、国に対し、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 地方公共団体間の財源の均衡化を図り、地域間格差をできる限り縮小し、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 2 東京圏への人口、産業、大学及び行政機能の過度な集中を是正し、多極分散型国土の形成を国家戦略として明確に位置付け、中長期的視点に立った総合施策を推進すること。
- 3 企業の本社機能及び研究開発拠点等の地方分散を推進するため、地方移転・地方拠点設置に対する財政支援制度の恒久化・拡充を図ること。
- 4 道南地域の基幹産業である水産業、農業及び観光業の高度化・高付加価値を支援するとともに、再生可能エネルギーなどの地域特性を活かした新産業の創出に対する重点的支援を行うこと。
- 5 人口減少地域における医療提供体制の維持が困難となりつつある現状を踏まえ、地方においても安心して生活できるよう、医療人材の確保支援や地域医療体制の維持に対する財政措置を講じること。
- 6 地方公共交通の維持・確保に対する安定的な財政措置を講じるとともに、高速

通信網の整備及びテレワーク環境の構築など、地方においても多様な働き方が可能となるデジタル基盤の強化を図ること。

- 7 地方自治体が将来にわたり安定的に行政サービスを提供できるよう、地方交付税の安定確保及び地方創生関連交付金の維持・拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

(提出年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）

